

岐阜県公報

号外 (二) 平成二十一年十月三十日

目次

告示

鳥獣保護区の指定	(地球環境課)	一
鳥獣保護区の存続期間の更新	(同)	二
特別保護地区の指定	(同)	三
休猟区の指定	(同)	四
特定猟具使用禁止区域の指定	(同)	五
猟区の設定の認可	(同)	七

告示

岐阜県告示第六百号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条
 第一項の規定により次のとおり鳥獣保護区を指定するので、同条第九項において読み替
 えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 鳥獣保護区の名称及び区域

名称	区域
南飛驒健康増進センター鳥獣保護区	下呂市萩原町四美に所在する南飛驒健康増進センター施設と六四、六五、六九、七一、七二、七四、七五、七六、七七林班の内の果有林及び同地区の飛驒川温泉しみずの湯と皇樹の社を含む七三、七七、七八林班の内の市有林に当たる区域

二 存続期間

平成二十一年十一月一日から

平成三十一年十月三十一日まで

三 鳥獣保護区の保護に関する指針

名称	指定区分	指	定	目	的
南飛驒健康増進センター鳥	身近な鳥獣生息地の保護区	息に	適した森林、	下呂市の北部に位置し、鳥獣の生息に適した森林、	渓谷を有しており、この豊かな

<p>鳥獣保護区</p>	<p>自然の中に一般に開放された散策路等が設けられ、利用者に小鳥等の野鳥を身近に感じてもらうことができることから、鳥獣保護区として指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥類を観察する場の確保にも資する。</p>
<p>岐阜県告示第六百一号</p>	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。</p> <p>平成二十一年十月三十日</p>
<p>岐阜県知事 古田 肇</p>	<p>一 存続期間を更新する鳥獣保護区の名称及び区域</p>
<p>名称</p>	<p>二十二世紀の森鳥獣保護区</p>
<p>区域</p>	<p>関市板取地内の主要地方道白鳥板取線と奥牧谷川との交点を起点とし、同所から同谷川を北東進し通称西洞と通称東洞とを分ける稜線に至り、同所から同稜線を北東進し字奥牧と字藤牧との字界に至り、同所から同字界を南東進し蕪山三角点（一、〇六八・九メートル）を経て字奥牧と字高ヶ洞との字界に至り、同所から同字界を南西進し字奥牧と字中瀬との字界に至り、同所から同字界を西進し関市板取二十一世紀の森公園に至り、同所から同公園と字中瀬との境界を南進し主要地方道白鳥板取線との交点に至り、同所から同主要地方道を西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>大板北部鳥獣保護区</p>	<p>郡上市八幡町龜尾島地内の龜尾島林道と大字相生三八一九番地の二と二八一九番地の五との筆界の交点を起点とし、同所から尾根を西進し三角点（一、〇九〇・七メートル）に至り、同所からさらに西進し同市大和町との境界に至り、同所から同境界を北東進したのち東進し龜尾島川に至り、同所からさらに同境界を北東進したのち東南進し大字相生二七八一番地の二と同市大和町との境界に至り、同所から尾根を南西進し起点に至る線により囲まれ</p>
<p>かさばら潮見の森鳥獣保護区</p>	<p>た区域 多治見市笠原町の大洞池を源流とし笠原川に至る沢と笠原川との交点を起点とし、同所から土岐市との境界である笠原川を東南進したのち同境界を南西進し愛知県との県境に至り、同所より同県境を北西進したのち西進しかさばら潮見の森と公有林野等官行造林地との境界に至り、同所より同境界を進み大洞池を源流とする沢との交点に至り、同所から同沢を北東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>阿多野郷鳥獣保護区</p>	<p>高山市高根町阿多野郷地内の橋場橋と旧野麦街道との交点を起点とし、同所から同街道を西進し同町上ヶ洞との境界に至り、同所から同境界を北進し石仏山三角点（一、八六四・七メートル）に至り、同所から民有林と阿多野郷国有林との境界を北進したのち南東進し、さらに同境界を北東進したのち南東進し、さらに同境界を南西進し林道寺ヶ沢線との交点に至り、同所から同境界を南西進し寺坂峠に至り、同所から旧野麦街道を西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>もずも谷鳥獣保護区</p>	<p>飛騨市神岡町西漆山地区の曲り谷と高原川との合流点を起点とし、同所から同川左岸を南進し同町西漆山と同町割石との境界に至り、同所からもずも谷と字切雲谷とを隔てる稜線の国有林境を南西進し同市宮川町との境界に至り、同所から同境界を北東進し国有林との境界に至り、同所から同境界を南東進し曲り谷との交点に至り、同所から同谷を南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>横山鳥獣保護区</p>	<p>飛騨市神岡町横山字日面平と字十六釜と字荒田谷との交点となる荒田谷を起点とし、同所から同谷を北進し富山県境に至り、同所から県境を南東進し同町横山と同町杉山との境界に至り、同所から同境を南西進し同町横山字大池と字荒田谷との境界に至り、同所から同境を西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>二 存続期間</p>	<p>平成二十一年十一月一日から 平成三十一年十月三十一日まで</p>
<p>三 鳥獣保護区の保護に関する指針</p>	<p>名称 指定区分 指 定 目 的</p>

<p>二十一世紀の 森鳥獣保護区</p>	<p>森林鳥獣生息 地の保護区</p>	<p>当該地域は、針葉樹、広葉樹ともに多く残っており、特に蕪山を中心とした地域には、遊歩道や登山道のほか野鳥の森もあり自然景観も良く、トビ、ノスリ、ニホンザルをはじめ、多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>
<p>大板北部鳥獣 保護区</p>	<p>森林鳥獣生息 地の保護区</p>	<p>当該地域は、落葉広葉樹林、針葉樹林などで林層の変化に富む地域であり、イノシシ、ニホンザル、ニホンシカをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、特に天然の落葉広葉樹林など良好な鳥獣の生息環境となつている区域について、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>
<p>かさはら潮見 の森鳥獣保護 区</p>	<p>身近な鳥獣生 息地の保護区</p>	<p>当該地域は、自然景観に優れた地区であり、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用が図られており、四季変化に富む広葉樹やメジロ、オオルリ、イタチなどの多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>
<p>阿多野郷鳥獣 保護区</p>	<p>森林鳥獣生息 地の保護区</p>	<p>当該地域は、ナラ類、モミ等の針・広葉樹林を中心として、ヒノキやカラマツ等が混在する地域であり、カケス、セキレイ、キツネ、ニホンカモシカをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>
<p>もずも谷鳥獣 保護区</p>	<p>森林鳥獣生息 地の保護区</p>	<p>当該地域は、標高差が大きく地形の変化に富み、自然植生が多種多様であり、また天然林も多く残されていることからカケス、ヤマゲラ、ツキノワグマ、ニホンカモシカをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>
<p>横山鳥獣保護 区</p>	<p>森林鳥獣生息 地の保護区</p>	<p>当該地域は、ケヤキ、トチ、ナラなどからなる天然広葉樹林で、モズ、セキレイ、ツキノワグマ、ニホンカモシカなどをはじめとする多様な野生鳥獣の生息適地であることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>

岐阜県告示第六百二二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第四項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 特別保護地区の名称及び区域

名 称	区 域
横山特別保護地区	<p>飛騨市神岡町横山字日面平と字十六釜と字大池との交点となる荒田谷を起点とし、同所から同谷を北進し高山県境に至り、同所から同県境を南東進し同町横山と町杉山との境界に至り、同所から同境界を南西進し横山字大池と字荒田谷との境界に至り、同所から同境界を西進し字大池と字十六釜との境界に至り、同所から同境界を北進したのち西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>

二 存続期間

平成二十一年十一月一日から

平成三十一年十月三十一日まで

三 特別保護地区の保護に関する指針

名 称	指 定 区 分	指 定 目 的
横山特別保護地区	森林鳥獣生息地	<p>当該地域は、ケヤキ、トチ、ナラなど天然広葉樹林が広く分布した林相の変化に富む地域であり、モズ、セキレイ、ツキノワグマ、ニホンカモシカなど多種多様な鳥獣が生息している。特に、当該地域は市有地であり、保安林として森林が管理されていることから自然環境が適切に保全され、過去にクマタカの飛翔が目撃されるなど、多種多様な鳥獣の良好な生息地として、特に重要な区域となつていることから、特別保護地区に指定し、生</p>

息する鳥獣の生息環境を保全する。

岐阜県告示第六百三三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十一年十月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 休猟区の名称及び区域

名称	区域
川合休猟区	揖斐郡揖斐川町春日川合地内の長谷川と押又谷との合流点を起点とし、同所から押又谷を南東進し不破郡垂井町との境界に至り、同所から同境界を南西進し岩手峠を経てさらに南進し不破郡関ヶ原町との境界に至り、同所から同境界を南西進し滋賀県との境界に至り、同所から同境界を北西進し三角点（八九九メートル）に至り、同所から財野谷を北東進し笹又谷との合流点に至り、同所から笹又谷を東進し長谷川との合流点に至り、同所から字古屋と字尾又東平との字界を北進し字押又西平との字界に至り、同所から字古屋と字押又西平との字界を北進し起点に至る線により囲まれた区域
矢中谷休猟区	揖斐郡揖斐川町東杉原地内の町道東杉原線と東前の谷の交点を起点とし、同所から同谷を南東進し旧藤橋村（平成十七年一月三十日における揖斐郡藤橋村をいう。）と旧久瀬村（平成十七年一月三十日における揖斐郡久瀬村をいう。）との境界に至り、同所から同境界を南西進し権現山三角点（一、一五七・八メートル）に至り、同三角点から町道東杉原線と林道矢中谷線との交点を見通す稜線を北西進し藤波谷に至り、同所から同谷を西進し国道四一七号との交点に至り、同所から同国道を北進し新川尻橋東詰を経て町道東杉原線を北進し起点に至る線により囲まれた区域
内ヶ谷第一休	郡上市大和町内ヶ谷地内の主要地方道白鳥板取線と内ヶ谷川左
休猟区	岸との交点（出会橋東詰）を起点とし、同所から同川左岸を西北進し承ヶ谷との合流点に至り、同所から横谷と承ヶ谷を分ける稜線を北進し同市白鳥町との境界に至り、同所から同境界を北東進し内ヶ谷川と落部谷川を分ける稜線に至り、同所から同稜線を東南進し主要地方道白鳥板取線の黒田トンネル上の黒田峠に至り、同所から同主要地方道を西進し起点に至る線により囲まれた区域
石徹白休猟区	郡上市白鳥町地内の桧峠を起点とし、同所から白鳥高原スキー場の境界を南西進し福井県との境界に至り、同所から同境界を北西進し県道白山中居神社朝日線との交点に至り、同所から同県道を北東進し県道石徹白前谷線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線により囲まれた区域
大日岳休猟区	郡上市高鷲町西洞地内の大日ヶ岳山頂を起点とし、同所から同市高鷲町と高山市との境界線を北東進し白山国立公園との境界に至り、同所から同境界を南東進し吹谷に至り、同所から同谷の右岸を東進し市道西洞ひるがの線との交点に至り、同所から同市道を南進し中村谷との交点に至り、同所から同谷の右岸を南東進し国道一五六号との交点に至り、同所から同国道を南西進し猪洞谷に至り、同所から同谷の左岸を北西進し猪洞財産区林との境界に至り、同所から同境界を北東進したのち北進し大日ヶ岳国有林との境界を経て郡上市白鳥町との境界に至り、同所から同境界を北西進し起点に至る線により囲まれた区域
上田休猟区	郡上市美並町上田地内の森林と耕地の境界と美濃市との境界の交点を起点とし、同所から同境界を西進し三角点（六一三・七メートル）に至り、同所から同境界を北西進し三角点（九六六・一メートル）に至り、同所から同境界を北進し釜ヶ滝谷と根村谷を分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を東進し森林と耕地の境界に至り、同所から同境界を南進し起点に至る線により囲まれた区域
尾上郷休猟区	高山市荘川町海上地内の国道一五六号と国有森林林道日照岳線との交点を起点とし、同所から同林道を南西進しコブ谷に至り、同所から同谷を下流に進み尾上郷川との合流点に至り、同所から尾上郷川を上流に進みカラス谷との合流点に至り、同所からカラス谷を上流に進みフクベ谷との合流点に至り、同所からカラス谷とフクベ谷を分ける稜線を北西進したのち西進しさらに北進し大野郡白川村との境界にある三角点（一、九〇〇・六メートル）に至り、同所から同境界を東進し日照岳の三角点（一、七五一・三メートル）に至り、同所から同境界を南東進し尾上郷川に至り、同所

二ツ屋休猟区	<p>飛驒市河合町二ツ屋地内の国道四七一号と民有林と西侯国有林との境界との交点(宮ノ前橋)を起点とし、同所から同境界を西進したのち北西進し富山県との境界に至り、同所から同境界を北西進したのち北東進し国道四七一号との交点に至り、同所から同国道を南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
万波第二休猟区	<p>飛驒市宮川町万波地内の朴ノ木林道と大谷の交点を起点とし、同所から同谷を北進し万波国有林との境界に至り(前白木三角点一、五二一・九メートル)、同所から同境界を北東進し白木谷に至り、同所から同境界を北西進し富山県との境界の交点に至り、同所から同境界を北東進し唐堀山三角点(一、一五九・五メートル)に至り、同所から万波と小豆沢、杉原、桑野、戸谷及び打保との境界を南西進し大谷林道との交点に至り、同所から同林道を西進し朴ノ木林道との交点に至り、同所から同林道を北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
切雲谷休猟区	<p>飛驒市神岡町伏方地内の市道切雲線の字カツラクギと字水無との境界を起点とし、同所から同境界を北西進し字立石と字水無との境界に至り、同所から同境界を西北進し字立石と字流葉との境界に至り、同所から同境界を北西進し流葉山三角点(一、四二二・七メートル)に至り、同所から同市宮川町との境界を北進し割石と西漆山との境界に至り、同所から西漆山字切雲谷と字もずも谷とを分ける稜線の国有林境界を北東進し高原川に至り、同所から同川左岸を南東進し木地屋谷との合流点に至り、同所から同谷を南西進し大洞山三角点(一、三四八・七メートル)に至り、同所から稜線を南西進し市道切雲線に至り、同所から同市道を南西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
加須良休猟区	<p>大野郡白川村大字小白川字水坪と字ハワカとを分ける稜線と境川右岸との交点を起点とし、同所から字ハワカとを分ける稜線を南進しオソウソ山三角点(一、八〇五・三メートル)に至り、同所から大字加須良と大字小白川とを分ける稜線を南進し加須良川左岸に至り、同所から同左岸を北東進し大字加須良と大字橋原とを分ける稜線に至り、同所から大字加須良と大字橋原とを分ける稜線を南東進し三角点(一、二〇三・八メートル)に至り、同所から大字加須良と大字橋原とを分ける稜線を南進し三角点(一、二七九・〇メートル)に至り、同所から大字加須良と大字橋原とを分ける稜線を南東進し大字加須良と大字橋原、大字飯島との交</p>

<p>点に至り、同所から大字加須良と大字飯島とを分ける稜線を南西進し蓮如岩に至り、大字加須良字出羽尻と字二重滝、大字飯島字土倉との交点に至り、同所から大字加須良字シシバミ、字松尾、字ホウセン山、字ハリクラとを分ける交点に至り、大字加須良字ホウセン山と字ハリクラとを分ける稜線を北進し起点に至る線により囲まれた区域</p> <p>下山西休猟区</p> <p>下呂市馬瀬西村地内の道の駅前の市道坂本線と市道新田線との交点を起点とし、同所から市道新田線を南進し県道明宝金山線との交点に至り、同所から同市金山町との境界を北進し坂本林道に至り、同所から同林道及び市道坂本線を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>二 存続期間</p> <p>平成二十一年十一月一日から 平成二十四年十月三十一日まで</p>	<p>岐阜県告示第六百四号</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において準用する同法第三十四条第三項の規定により告示する。</p> <p>平成二十一年十月三十日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>一 特定猟具の種類</p> <p>銃器</p> <p>二 特定猟具使用禁止区域の名称及び区域</p> <table border="1" data-bbox="159 1164 399 2038"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>瑞穂市東部特定猟具使用禁止区域</td> <td>瑞穂市生津地内の瑞穂市と岐阜市の境界と長良川右岸堤防との交点を起点とし、同所から同堤防を南進し大垣市との境界に至り、同所から瑞穂市と大垣市の境界を西進し市道五三 四一七線に至り、同所から同市道を西進し県道牛牧墨俣線との交点に至り、同所から同県道を北西進し五六川に架かる下五六橋に至り、同所</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	区 域	瑞穂市東部特定猟具使用禁止区域	瑞穂市生津地内の瑞穂市と岐阜市の境界と長良川右岸堤防との交点を起点とし、同所から同堤防を南進し大垣市との境界に至り、同所から瑞穂市と大垣市の境界を西進し市道五三 四一七線に至り、同所から同市道を西進し県道牛牧墨俣線との交点に至り、同所から同県道を北西進し五六川に架かる下五六橋に至り、同所
名 称	区 域						
瑞穂市東部特定猟具使用禁止区域	瑞穂市生津地内の瑞穂市と岐阜市の境界と長良川右岸堤防との交点を起点とし、同所から同堤防を南進し大垣市との境界に至り、同所から瑞穂市と大垣市の境界を西進し市道五三 四一七線に至り、同所から同市道を西進し県道牛牧墨俣線との交点に至り、同所から同県道を北西進し五六川に架かる下五六橋に至り、同所						

<p>久々利特定猟具使用禁止区域</p>	<p>戸海特定猟具使用禁止区域</p>	<p>南濃町中部特定猟具使用禁止区域</p>	
<p>可児市久々利丸山地内の県道土岐可児線と市道一〇七号(旧安後洞林道)との交点を起点とし、同所から同市道を北東進し可児市と可児郡御嵩町との境界に至り、同所から同境界を東南進し土岐市との境界に至り、同所から同境界を南西進し県道土岐可児</p>	<p>不破郡垂井町岩手地内の相川に架かる岩手橋の左岸詰めを起点とし、同所から同橋を南東進し町道垂井五九号との交点に至り、同所から同町道を西進し町道垂井六五号との交点に至り、同所から同町道を南進し町道垂井七一号との交点に至り、同所から同町道を西進し町道岩手二一号との交点に至り、同所から同町道を北進し竹屋橋を経て町道垂井二二八号に至り、同所から同町道を北進し岩手四六六番と岩手四六三番との境界に至り、同所から同境界を東進し岩手四六六番と岩手四六四番との境界に至り、同所から同境界を南進し相川左岸堤防道路(河川管理用道路)との交点に至り、同所から同道路を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>海津市南濃町駒野九〇七番地地先養老鉄道と主要地方道津島南濃線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を東進し市道南濃五七六号との交点に至り、同所から同市道を南進し津屋川右岸堤防上の河川管理用道路との交点に至り、同所から同河川管理用道路を南進し河戸谷第五橋北詰との交点に至り、同所から同橋を南進し河戸谷第五橋南詰に至り、同所から河戸谷右岸を東進しさらに揖斐川・津屋川堤防上の河川管理用道路を南進し市道南濃一六四号との交点に至り、同所から南濃町山崎一二〇五一番地地先の歩道橋を南西進し山崎北谷右岸との交点に至り、同所から同谷右岸を南東進し揖斐川堤防上の河川管理用道路に至り、同所から同河川管理用道路を南東進し市道南濃一五号との交点に至り、同所から同市道を南進し県道津島立田海津線との交点に至り、同所から同県道を西進し国道二五八号との交点に至り、同所から同国道を北進し市道南濃六八四号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道南濃四五号との交点に至り、同所から同市道を東進し養老鉄道との交点に至り、同所から同鉄道軌道を北進し起点に至る線により囲まれた地域</p>	<p>から犀川左岸堤防道路を南東進したのち西進しさらに西進し犀川に架かる国道二一〇号の犀川橋に至り、同所から旧穂積町(平成十五年四月三〇日における本巣郡穂積町をいう。)と旧巢南町(平成十五年四月三〇日における本巣郡巢南町をいう。)の境界を北進したのち東進しさらに北進し瑞穂市と本巣市、本巣郡北方町及び岐阜市との境界を経て起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>夜明けの森特定猟具使用禁止区域</p>	<p>土岐津特定猟具使用禁止区域</p>	<p>白鳥特定猟具使用禁止区域</p>	<p>川辺特定猟具使用禁止区域</p>
<p>中津川市苗木地内の市道酒屋井汲線と市道苗木一七号との交点を起点とし、同所から市道苗木一七号を西進し市道苗木一号との交点に至り、同所から市道苗木一号を北進し同市福岡との境界に至り、同所から同境界を北東進し同市坂下との境界に至り、同所</p>	<p>土岐市泉町地内の中央自動車道と市道八二〇〇三号との交点を起点とし、同所から中央自動車道を北東進し国道二一〇号との交点に至り、同所から同国道を南進し国道一九号との交点に至り、同所から同国道を東進し市道八二一六四号との交点に至り、同所から同市道を南進し県道河合多治見線との交点に至り、同所から市道八〇〇一八号を南進し主要地方道土岐市停車場細野線との交点に至り、同所から同主要地方道を西進し県道武並土岐多治見線との交点に至り、同所から同県道を西進し主要地方道土岐足助線との交点に至り、同所から同主要地方道を北進し国道一九号との交点に至り、同所から同国道を北東進し市道八二〇〇二号との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道八二〇〇一号との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道八二〇〇三号との交点に至り、同所から同市道を北西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>郡上市白鳥町地内の県道剣大間見白鳥線と市道東黒町屋線との交点を起点とし、同所から同市道を北進し市道東山線に至り、同所から同市道を北進し市道山本線に至り、同所から同市道を北進し市道山本沼田線に至り、同所から同市道を北進し市道曾部地線に至り、同所から同市道を北東進し関西電力・新北陸幹線下に至り、同所から同線下を東南進し牛道川右岸に至り、同所から同川右岸を南西進し県道剣大間見白鳥線に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>加茂郡川辺町大字西板井地内の国道四一八号と町と美濃加茂市との境界の交点を起点とし、同所から同境界を北進し三角点(二九〇・九メートル)に至り、同所から同境界を北西進したのち北東進し町道一〇四号との交点に至り、同所から同町道を東南進し国道四一八号との交点に至り、同所から同国道を南西進し国道四一八号との交点に至り、同所から同国道を西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>

<p>上並松特定猟具使用禁止区域</p>	<p>岩屋堂特定猟具使用禁止区域</p>	<p>木曾川西特定猟具使用禁止区域</p>	<p>新穂高特定猟具使用禁止区域</p>
<p>から同境界を東南進しちんの峠に至り、同所から同市字高峰と同市字岩須との境界を南西進し林道高峰線との交点に至り、同所から同林道を東南進し同林道と林道大牧線を結ぶ大牧作業道との交点に至り、同所から同作業道を南西進し林道大牧線に至り、同所から同林道を南西進し大牧溜池に至り、同所から溜池の堤防沿いにやや東南進し麦搦川との交点に至り、同所から同川を南西進し広域農道恵中恵北第三期線との交点に至り、同所から同農道を北西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>中津川市苗木地内の国道二五七号と市道苗木九七号との交点を起点とし、同所から同市道を南西進し市道二〇一号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道並松狩宿線との交点に至り、同所から同市道を南西進したのち北進し市道苗木一四号との交点に至り、同所から同市道を東進し国道二五七号との交点に至り、同所から同国道を東南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>恵那市笠置町河合地内の県道恵那八百津線と主要地方道恵那白川線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を東南進し県道毛呂窪姫栗線との交点に至り、同所から笠置橋を渡り木曾川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を下流に西進し恵那市と瑞浪市との境界に至り、同所から同境界に沿って笠置発電所に至り、同所から同発電所を北西進し国道四一八号との交点に至り、同所から同国道を北東進し県道恵那八百津線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>高山市奥飛騨温泉郷神坂地内の蒲田川左岸と外ヶ谷右岸との交点を起点とし、同所から蒲田川左岸を北東進し左俣谷と右俣谷との合流点に至り、同所から右俣谷の左岸を北東進し小鍋谷との交点に至り、同所から小鍋谷の左岸を東南進し穂高平と西穂山荘を結ぶ登山道に至り、同所から国指定北アルプス鳥獣保護区との境界線である谷筋を南進し三角点(一、一五五・九メートル)に至り、同所から焼岳国有林二一八二林班と二一八三林班との境界線を南西進し途中二一八二林班と二一八三林班及び二一八四林班との交点に至り、同所から二一八二林班と二一八四林班の境界線である外ヶ谷を西進し国有林と民有林との境界に至り、同所から外</p>

ヶ谷を北西進し起点に至る線により囲まれた区域

三 存続期間
 平成二十一年十一月一日から
 平成三十一年十月三十一日まで

公 示

猟区の設定の認可

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第六十八条第一項の規定に基づき、平成二十一年十月二十日付けで次のように猟区の設定を認可したので、同法第七十条第一項の規定により公示する。

平成二十一年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 名称

揖斐川町小島猟区

二 区域

揖斐郡揖斐川町の区域のうち、県道春日揖斐川線と県道市場池田線との交点を起点とし、同所から県道市場池田線を東進し揖斐川町と池田町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し旧揖斐川町(平成十七年一月三十日における揖斐郡春日村をいう)と池田町と旧春日村(平成十七年一月三十日における揖斐郡春日村をいう)との接点に至り、同所から旧春日村の境界線を北西進し旧揖斐川町と旧春日村と旧久瀬村(平成十七年一月三十日における揖斐郡久瀬村をいう)との接点に至り、同所から旧揖斐川町と旧久瀬村との境界線を北進し字末滝と字門ヶ谷の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し字末滝と字門ヶ谷との接点に至り、同所から字峰山と字広尾の境界線を北東進し県道藤橋池田線との交点に至り、同所から同県道を東進し林道浅鳥線との交点に至り、同所から同林道を西進し字峰山と字椿洞と字紙屋との接点に至り、同所から町道一九〇号を南東進し農道六〇八号との交点に至り、同所から同農道を南進し町道一五三号との交点に至り、同所から同町道を南進

し農道六一五号との交点に至り、同所から同農道を南西進し普通河川大谷との交点に至り、同所から同河川を西進し字大谷と字西桐野と字北マモトとの接点に至り、同所から字大谷の字界を南進し字城山との接点に至り、同所から字城山の字界を南東進し字押戸との接点に至り、同所から字押戸の字界を南東進し字新田毛増との接点に至り、同所から字押戸と字新田毛増の境界線を南西進し農道春日揖斐川線に至り、同所から同農道を南東進し起点に至る線により囲まれた区域

三 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

四 設定者の名称

揖斐郡揖斐川町

五 設定者の事務所の位置

揖斐郡揖斐川町三輪一三三番地 揖斐川町役場

六 入猟承認料

一人一日につき二千円

平成二十一年十月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社